

川西市告示第48号の2

川西市奨学資金返還金の公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、川西市奨学資金返還金の公金事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

川西市長 越田謙治郎

記

- 1 委託事務 川西市奨学資金貸付金の回収事務
- 2 委託の相手方 大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号
三井住友カード株式会社
代表取締役 大西 幸彦
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 公金事務取扱者指定の日 令和8年 4月 1日
- 5 委託の日 令和8年 4月 1日